

II 高齢者の保健福祉

1 佐世保市老人福祉計画及び介護保険事業計画 長寿社会課・庶務係

高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化など介護ニーズはますます増大する一方で、核家族化の進行や介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化している中、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、「介護保険制度」が平成12年4月にスタートしました。

佐世保市においても、人口に占める高齢者の割合は30%を超え、今後も高齢化率の増加が予測され、介護保険制度における要介護者・要支援者も毎年増加しています。

このような状況を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援に関するサービスを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」を深化・推進するとともに、介護保険事業等の円滑な運営を図るため、佐世保市老人福祉計画・佐世保市介護保険事業計画を策定し、計画に基づき高齢者施策を展開しています。

(1) 高齢者人口の状況

区分	令和3年4月1日現在
総人口	243,997人
65歳以上の人ロ (高齢化率)	78,456人 (32.15%)
要介護認定者 (第2号被保険者を含む)	15,524人

※総人口及び65歳以上の人口・高齢化率については住民基本台帳によるもの。(外国人を含む)

(2) 施設サービス等の整備状況

施設	令和2年度末
介護老人福祉施設	1,198人分
介護老人保健施設	789人分
介護療養型医療施設	44人分
介護医療院	158人分
ケアハウス	400人分
養護老人ホーム	285人分
グループホーム	942人分

2 高齢者(65歳以上)人口の推移

年	高 齢 者		在宅寝たきり老人		ひとり暮らし 高齢者数(人)	高齢者のみ世帯 (ひとり暮らし除く)
	人数(人)	高齢化率(%)	人数(人)	率(%)		
63	33,668	13.5	892	2.6	3,275	
1	33,923	13.6	901	2.7	3,613	
2	35,363	14.4	845	2.4	3,779	
3	37,080	15.0	895	2.4	4,096	
4	38,191	15.4	888	2.3	4,443	3,749世帯
5	39,756	16.0	833	2.1	4,753	4,105
6	41,228	16.6	776	1.9	4,859	4,315
7	42,456	17.2	787	1.9	5,168	4,507
8	43,877	17.8	754	1.7	5,396	4,675
9	45,377	18.4	791	1.7	5,667	5,088
10	46,629	19.0	792	1.7	5,970	5,233
11	47,906	19.6	746	1.6	6,246	5,439
12	49,189	20.2	732	1.5	6,575	5,642
13	50,472	20.7	719	1.4	6,844	5,870
14	51,703	21.2	654	1.3	7,007	6,155
15	52,587	21.7	575	1.1	7,100	6,122
16	53,382	22.3	549	1.0	7,217	6,243
17	56,860	22.6	574	1.0	7,826	6,736
18	60,855	23.3	548	0.9	10,932	7,033
19	61,784	23.9	—	—		11,418
20	62,364	24.2	—	—		11,600
21	63,325	24.8	—	—		11,873
22	66,806	25.2	—	—	11,478	12,482
23	66,699	25.3	—	—	11,478	12,381
24	68,191	25.8	—	—	12,488	12,718
25	70,089	26.7	—	—	12,488	13,173
26	72,086	27.7	—	—	12,488	13,643
27	73,784	28.5	—	—	12,488	14,074
28	75,308	29.3	—	—	12,488	14,530
29	76,278	29.9	—	—	14,346	14,890
30	77,075	30.5	—	—	14,346	15,233
元	77,670	31.0	—	—	14,346	15,525
2	78,256	31.7	—	—	14,346	15,902

※ 数値は毎年8月1日現在

※ 平成18年度以降のひとり暮らし高齢者数については、国勢調査に基づく数値。

※ 平成19年度以降の高齢者のみ世帯数については、住民基本台帳に基づく数値。

※ 平成22年度から江迎町・鹿町町分を含む。(H22.3.31 佐世保市と江迎町・鹿町町合併)

※ 平成24年度以降については外国人を含む。

3 介護保険制度の概要

長寿社会課

(1) 制度の目的

わが国では急速に高齢化が進み、老後の介護の問題が私たちの大きな課題となっています。

高齢者が介護を必要になっても有する能力を活かして、できる限り自立し、尊厳をもって生活できるようにすることは、私たちみんなの願いです。しかしながら、現実には家族だけで介護を行うことは非常に困難な状況になっています。

介護保険制度は、そのような状態から介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重し、安心してサービスが受けられるようにする仕組みです。

(2) 保険者・被保険者

①保険者 ······ 各市町村

②第1号被保険者 ··· 市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の方

③第2号被保険者 ··· 市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入の方

(3) 介護保険の財源

介護保険制度では、サービスの給付に必要な費用の半分を公費（国・県・市町村からの負担金）でまかない、残りの半分を第1号被保険者（23%）・第2号被保険者（27%）からの保険料でまかせています。

(4) 保険料

①第1号被保険者（65歳以上の方）

〈1〉 金額

令和3年度の保険料（基準額）は以下の表のとおりとなります。各個人の保険料については本人の所得や世帯内の市民税課税者の有無等により、9段階に分かれ、毎年算定し直されます。

所得段階	各所得段階区分の要件			割合	保険料（年額）
	本人市民税	世帯市民税	合計所得金額、年金収入など		
第1段階	非課税 (世帯内に本人を含め市民税課税者なし)		生活保護受給者、老齢福祉年金受給者[課税年金収入額+合計所得金額一年金所得金額]が 80 万円以下の方	0.3	20,900 円
第2段階			[課税年金収入額+合計所得金額一年金所得金額]が 80 万円超 120 万円以下の方	0.5	34,900 円
第3段階			[課税年金収入額+合計所得金額一年金所得金額]が 120 万円超の方	0.7	48,800 円
第4段階			[課税年金収入額+合計所得金額一年金所得金額]が 80 万円以下の方	0.9	62,800 円
第5段階			[課税年金収入額+合計所得金額一年金所得金額]が 80 万円超の方	基準額	69,800 円
第6段階	課税 (世帯内に本人を含め市民税課税者あり)		合計所得金額が 120 万円未満の方	1.2	83,700 円
第7段階			合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	1.3	90,700 円
第8段階			合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.5	104,700 円
第9段階			合計所得金額が 320 万円以上の方	1.7	118,600 円

〈2〉 納め方

特別徴収

老齢・退職・遺族・障害年金を年間18万円（月額15,000円）以上受給されている方は、原則として「特別徴収」となり、各年金支払月（年6回）に年金から天引きとなります。

普通徴収

老齢・退職・遺族・障害年金の受給額が年間18万円未満の方や、老齢福祉年金の方などは、「普通徴収」となり、市から送付する納付書により納めていただきます。

②第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）

〈1〉 金額

加入している医療保険の算定方法により決まるため、各医療保険毎に異なります。

〈2〉 納め方

現在、支払っている医療保険料と併せて支払います。

－社会保険や共済保険の場合－

- ・保険料は、給料の多寡に応じた額になります。
- ・保険料は、事業主の負担があります。

－国民健康保険の場合－

- ・保険料は所得、第2号被保険者の人数などに応じて異なります。

（5）サービスを利用する方

要介護認定・要支援認定を受けた要介護者、要支援者がサービスを利用できます。

要支援者

①要支援状態にある65歳以上の方
②要支援状態にある40歳以上65歳未満の方で、特定疾病（※下記参照）が原因で支援が必要となった方

要介護者

①要介護状態にある65歳以上の方
②要介護状態にある40歳以上65歳未満の方で、特定疾病（※）が原因で介護が必要となった方

※ 特定疾病には、次の16の疾病が定められています。

- ①初老期の認知症
- ②脳血管疾患
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④脊髄小脳変性症
- ⑤進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病
- ⑥多系統萎縮症
- ⑦糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害
- ⑧閉塞性動脈硬化症
- ⑨慢性閉塞性肺疾患
- ⑩両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ⑪関節リウマチ
- ⑫後縦靭帯骨化症
- ⑬脊柱管狭窄症
- ⑭骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑮早老症
- ⑯がん（医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

※障がい者と介護保険

障がい者が利用できるサービスに介護保険と同様なサービスがありますが、介護保険を利用できる方は、介護保険が優先となります。障がい者固有のニーズに基づくサービスが必要と認められる場合は、障がい者施策によるサービスが受けられます。

(6) サービスを利用するまで

①寝たきりや認知症などにより要支援状態、又は要介護状態にあるかどうかの、介護の必要度（要介護度）を判断するため、市町村に要介護認定の申請を行う必要があります。

◇申請は本人のほか、家族や事業者（居宅介護支援事業者など）による代理・代行申請ができます。

◇申請には⑦認定申請書 ⑧被保険者証 ⑨主治医意見書 が必要です。

※第2号被保険者は医療保険の被保険者証（写し可）が必要です。

②申請後、調査員が申請者のお宅（あるいは施設等）を訪問し、要介護認定に必要な調査（動作確認を含む）を行います。

③主治医意見書や訪問調査の結果をふまえ、医師や専門家で組織された「介護認定審査会」で、介護の必要度（要介護度）を判定し、市が認定します。

・原則として、認定結果は申請日から30日以内に出されます。

・認定の効果は、申請日まで遡ります。

（申請日以降に利用したサービスについて給付が受けられます。）

・認定は、原則として3か月～36か月毎に見直されます。（その度毎に、申請が必要です）

また、有効期限前でも、状態に変化があれば変更の申請ができます。

④判定の結果、要支援・要介護と認定された方は、要介護度に応じて、ケアプランを作成し、そのケアプランに基づいたサービスを受けるために、サービス事業者との調整（契約）を行ないます。

・「要介護1～5」と認定された方は、ケアプランを居宅介護支援事業者に依頼し、作成します。ケアプランの作成やサービス事業者との調整は、自分で行なうこともできますが、ある程度の専門性が必要となるため、作成を依頼することをおすすめします。

居宅介護支援事業者への依頼は、「居宅介護支援サービス」として無料で行なうことができます。

・「要支援1・2」と認定された方は、介護予防ケアプラン、又は介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターに依頼し、作成します。

・「非該当（自立）」と認定された方でも、市町村が行なう一般介護予防事業が利用できます。

⑤ケアプランに基づきサービスを利用します。

・要介護1～5 … 介護サービス（介護給付）を利用

・要支援1・2 … 介護予防サービス（予防給付）又は介護予防・生活支援サービス事業を利用

・非該当（自立） … 市町村が行なう一般介護予防事業を利用

(7) 利用者負担

利用者は、利用したサービス費用の1割～3割を自己負担します。（利用料はサービス事業者に支払います。）

要介護度に応じて、支給限度額が決まっています。支給限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は介護保険の対象外となり、全額自己負担となります。

◇高額介護サービス費等の支給

介護サービスを利用した際の利用者負担（1割～3割）が被保険者等の所得状況等に応じて定められたそれぞれの上限額を超えた場合、申請により利用者負担（1割～3割）と上限額との差額を支給します。

(8) サービスの内容

要支援・要介護の状態に応じて、次のようなサービスが受けられます。

4 介護保険標準メニュー ━━━━━━━━ 長寿社会課・介護保険係

(1) 在宅サービス

① 居宅介護支援サービス

介護支援専門員（ケアマネジャー）が相談に応じ、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するほか、サービス事業者との連絡調整や、サービスに関する相談等も行います。

② 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排せつなどの介護や、買い物や調理などの日常生活で必要とされるサービスを提供します。

③ 訪問入浴介護

訪問入浴車などにより、対象者の家庭を訪問し、身体の清潔保持、血流促進、気分転換などを図るため、看護師やヘルパーが入浴の介助を行います。

④ 訪問看護

主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションの看護師などが家庭を訪問し、看護サービスを提供します。

⑤ 訪問リハビリテーション

医師の指示のもと、理学療法士、作業療法士又は、言語聴覚士が家庭を訪問し、対象者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために、リハビリテーションを行います。

⑥ 居宅療養管理指導

医師や歯科医師などが家庭を訪問し、心身の状態や生活環境に基づいた療養上の管理や指導を行います。

⑦ 通所介護（デイサービス）

要支援・要介護者が、送迎を受けデイサービスセンターに通い、入浴や食事のお世話、機能訓練等のサービスを受けることにより、心身機能の維持向上や孤立感の解消を行うことができます。また、介護者の身体的・精神的な負担も軽減します。

⑧ 通所リハビリテーション（デイケア）

要支援・要介護者が、介護老人保健施設や病院などに通い、主治医の判断に基づいた機能訓練、レクリエーションなど必要なリハビリテーションを受けることができます。

また、介護者の身体的・精神的な負担も軽減します。

⑨ 短期入所生活介護（ショートステイ）

要支援・要介護者が、介護者の病気等の理由により、一時的に在宅で介護を受けることができなくなった場合、介護老人福祉施設等で預かり、日常生活上のお世話などを行います。

⑩ 短期入所療養介護（ショートステイ）

医学的管理下における介護や医療が必要な要介護者等が、介護者の病気等の理由により一時的に在宅で介護を受けることができなくなった場合、介護老人保健施設や病院で預かり、必要な医療や日常生活上のお世話などを行います。

(11) 特定施設入居者生活介護

ケアハウス等に入所している要介護者等を対象に、当該施設において、又は外部のサービス事業所により、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活のお世話など、必要な在宅サービスを行います。

(12) 福祉用具の貸与・購入費の支給

特殊寝台や車いすなどの貸与、腰掛便座や入浴補助用具などの購入費の支給を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。

(13) 住宅改修費の支給

日常生活が容易となるような住宅の改修を行う場合に、改修費を支給することにより、住環境づくりを促進し、介護者や家族の負担を軽減します。

(2) 施設サービス（要介護の方のみの利用となります）

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則要介護3以上の方で、家庭において介護を受けることが困難な方が入所する施設です。食事、入浴、排せつ等の日常生活のお世話やレクリエーションなど生活の質の向上のための援助を行います。

②介護老人保健施設（老人保健施設）

要介護者で、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、必要な医療を受けながら、在宅生活への復帰をめざす方が入所する施設です。在宅生活の復帰に必要な介護や機能回復訓練等を行います。

③介護療養型医療施設（療養病床）

長期にわたる療養が必要な要介護者が、医療や介護を受ける施設です。ケアプランにもとづき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療を行います。

④介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズの対応のため、「日常的な医療管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活支援」としての機能を兼ね備えた入所施設です。

(3) 地域密着型サービス

①夜間対応型訪問介護

夜間を含め24時間安心して自宅で生活できるよう、夜間の定期的巡回による訪問介護と、通報による随時対応の訪問介護を組み合わせ、包括的にサービスを提供します。

②認知症対応型通所介護

認知症の要介護者等が、認知症対応型のデイサービスセンターに通い、入浴や食事のお世話、機能訓練等のサービスを受けることにより、心身の機能の維持向上や孤立感の解消、認知症の進行の予防などを図ります。

③認知症対応型共同生活介護

独立して日常生活を送ることが困難な認知症の要介護者等に対して、少人数で共同生活における援助を行うことにより、認知症の進行を緩やかにし、安定した健やかな生活を送れるように支援します。

④小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上のお世話、機能訓練などを行います。

⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

家庭において介護を受けることが困難な要介護者が入所する利用定員が29人以下の小規模な施設です。食事、入浴、排せつなどの介護や日常生活のお世話、レクリエーションなど生活の質の向上のための援助を行います。

⑥看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた一体的な提供により、医療ニーズにも柔軟に対応できるサービスです。

⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が連携しながら短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。

⑧地域密着型通所介護

デイサービスに通い、入浴や食事、機能訓練などのサービスを受けることができる利用定員が18人以下のサービスです。

5 市町村特別給付

長寿社会課・介護保険係

(1) 訪問理美容

寝たきりや疾病等の理由により理美容店に行くことができない在宅の要介護1以上の方に対して、理容師・美容師を派遣してカットサービスを行うことにより、要介護者の清潔の保持や生活の質の向上、精神的リフレッシュを図るもので、利用者はカット料金を負担し、理美容師の出張経費については市が負担します。利用回数は年6回までです。

(2) おむつ購入費の支給

日常的におむつが必要な在宅の要介護者を対象に、おむつ購入費を支給することにより、介護者及び家族の精神的、経済的負担の軽減を図るもので、要介護1以上でおむつを使用している非課税世帯の方を対象とし、購入金額の9割を支給します。ただし、ひと月あたりの支給上限額は以下のとおりです。

- ・要介護1～3の認定を受け、市民税非課税世帯に属する方・・・3,000円
- ・要介護4～5の認定を受け、市民税非課税世帯に属する方・・・5,000円

6 保健福祉事業

長寿社会課・健康づくり課

(1) いきいき元気食事づくり教室

健康づくり課

高齢者や高齢期の食事について勉強したい方を対象に、高齢者の食事づくりについての講義と調理実習を地区コミュニティセンター等で開催します。併せて、歯科衛生士、保健師及び管理栄養士が、身体機能の維持・向上のために必要な口腔ケアや生活習慣、食習慣に関するアドバイスを行い、「食」を楽しみとした生活、生きがいづくりを支援する教室です。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(2) 広報事業

長寿社会課・庶務係

介護保険の制度やしくみ、サービスなどの周知を図るために広報活動を行うものです。

具体的には、サービスガイドや各種パンフレットの作成・配付、市広報誌へのチラシ折込み、ホームページ作成等の広報活動等を行います。

(1) 介護予防事業**①介護予防・生活支援サービス事業**

要支援1、要支援2、事業対象者を対象として、従来の訪問介護、通所介護に加え、地域住民等で展開するサービスを実施することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援を行います。

②一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう地域づくりを推進します。また、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進します。

(2) 家族介護支援事業**①介護教室**

介護技術の習得や介護サービスについての情報提供、助言を主な内容とした「介護教室」を市内各区域で開催することにより、介護者への支援を行います。

②介護食づくり教室

介護に携わる方や介護食について勉強したい方を対象に、講義と調理実習を地区コミュニティセンター等で開催します。

併せて、歯科衛生士による口腔ケアの実践及び管理栄養士による介護食に必要な知識と工夫に関する講話や演習を行い、要介護者の状態に応じた食事の提供ができるよう支援を行います。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

③介護者リフレッシュ事業

介護者が介護者同士の交流を通して、長期介護による心身の疲労をいやし、気分を新たにして介護に取り組めるよう、心身のリフレッシュを図るためのものです。

④徘徊高齢者家族支援サービス

認知症により行方不明になってしまう高齢者を介護する家族の負担を軽減するため、位置情報提供サービスを行います。また、行方不明中の高齢者を早期発見、見守るため、認知症高齢者見守りシール（QRコード付）をご希望の方に無料で配布します。

(3) 地域自立生活支援事業**①配食サービス**

高齢者の栄養状態の改善や、地域における自立した生活の継続を支援することを目的とし、高齢者宅に1日1食、食事を配達し、安否確認を行います。

8 保健福祉に関する相談窓口

長寿社会課

(1) 佐世保市役所 長寿社会課窓口

介護サービスの利用や保険料など、介護保険制度全般に関する相談・お問合せ・苦情等について対応します。また、寝たきり・虚弱・認知症などの高齢者の介護等の相談にも応じます。

[開設日] 毎週月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日及び年末年始は休み）

[開設時間] 午前8時30分～午後5時15分

[所在地] 中央保健福祉センター3階 長寿社会課（高砂町5番1号）

(2) 地域包括支援センター

高齢者が、住み慣れた地域で生活ができるように、地域の高齢者の保健・福祉・医療の向上のために必要な援助、支援を包括的に行い、主に次の3つの業務を行います。

①介護予防事業及び予防給付に関する介護予防ケアマネジメント

②地域のネットワークを活用した高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談業務及び権利擁護業務

③継続的なケアマネジメントのため地域のケアマネジャーの支援や医療機関等との連携支援

名称	場所	電話番号
早岐地域包括支援センター	権常寺1丁目4-10 メイノスビル3階	26-5800
日宇地域包括支援センター	日宇町2606	33-1700
山澄地域包括支援センター	潮見町11-22	59-7671
中部地域包括支援センター	上京町4-4 永田ビル4階	59-7111
清水地域包括支援センター	相生町1-3	59-7770
大野地域包括支援センター	瀬戸越4丁目1298-4	59-7758
相浦地域包括支援センター	木宮町3-19	59-7003
吉井地域包括支援センター	江迎町田ノ元15-5	66-8838
宇久地域包括支援センター	宇久町平2578	(0959) 57-3450

[開館日] 月曜日～土曜日

(国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12/29～1/3を除く)

[開館時間] 午前9時～午後6時

9 生活支援サービス

長寿社会課・高齢支援係

(1) 訪問指導

要援護高齢者やその家族に対し、保健師が訪問して、心身機能の低下予防や健康の保持増進、保健福祉サービスの紹介、関係機関の連絡調整を行います。

[令和2年度実績] 被指導延べ人員 1,455名

[財源内訳] (40才~64才) 県 2/3 市 1/3
(65才~) 市単独事業(一般財源)

(2) 緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者等が、家庭内で急病などの緊急事態となった時、緊急通報装置ボタンを押すか、人感センサーからの異常の通報とともに、近隣の協力者（2名まで）と消防局に通報する24時間救助体制システムです。緊急通報装置を65歳以上で身体状況や健康状態に問題があるなど、日常生活を営むうえで、常時注意が必要な方などを対象に貸与し、生計中心者の市民税課税状況に応じて月額システム利用料を負担していただきます。

[令和2年度実績] 設置台数 31台

[財源内訳] 市単独事業(一般財源)

(3) 生活援助員派遣事業（シルバーハウジング）

シルバーハウジングに居住する高齢者に対し、福祉施設等から生活援助員を派遣して、生活相談・安否確認等のサービスを提供することにより、居住者が自立した安全でかつ快適な生活を営むことができるよう支援するものです。

[令和2年度実績] 派遣戸数 39戸

[財源内訳] 市単独事業(一般財源)

(4) 認知症対策検討会

認知症について地域の関係機関等との連携を図り、認知症の普及啓発や地域での見守り、支援体制の充実について検討するものです。

[令和2年度実績] 年2回開催

(5) 認知症サポーター等養成事業

認知症を理解し、地域の中で、認知症の人や家族を見守り、支援する認知症サポーターを育成することで、認知症の人が安心して生活できる地域をつくるものです。

[令和2年度実績] 978人

10 その他のサービス

長寿社会課・高齢支援係

(1) 離島高島介護サービス確保事業

高島町内の要介護者や虚弱高齢者に対して、軽度のリハビリやレクレーション等のサービスを提供し、要介護状態の悪化防止や介護予防につなげるとともに、家族の介護負担軽減を図ります。

[令和2年度実績] 開催回数 90回、参加者数延べ 571人

[財源内訳] 市単独事業(一般財源)

11 老人福祉施設（介護保険標準メニューは除く）

(1) 養護老人ホーム

長寿社会課・高齢支援係

65歳以上の高齢者で、環境及び経済的理由により、居宅において生活が困難な人を措置します。

施設名	住所	電話番号	定員
ソレイユ	権常寺町1400	27-5151	75人
清風園	大和町898	31-6980	100人
グリーンホーム	世知原町栗迎1	76-2450	50人
しかまち	鹿町町下歌ヶ浦109-7	73-2500	60人

(2) ケアハウス

長寿社会課・高齢支援係

60歳以上で身寄りのない、または家庭の事情で家族との同居が困難な人が低額な費用で利用できる施設です。利用者が直接施設と契約します。

施設名	住所	電話番号	定員
あかりさき	赤崎町1042	28-1616	50人
和楽園	花園町205	24-1861	80人
ガーデンハイツはいき	桑木場町159	30-8633	50人
ケアハウス光の子	上原町749-1	39-3230	50人
天神ベイビルズ	天神町1205-5	33-8115	50人
フォレスト四季の里	柚木町2409	41-8585	50人
とうめい	江上町935-1	58-4016	50人
かしの木	鹿町町下歌ヶ浦109-2	73-2006	20人

(3) 生活支援ハウス

長寿社会課・高齢支援係

60歳以上で、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯であったり、家族による援助を受けることが困難な高齢者に対し、介護支援機能、居住機能、交流機能を総合的に提供する施設です。

施設名	住所	電話番号	定員
あそかのもり	松瀬町1150	42-9023	20人
春日スプリングガーデン	春日町710-1	22-1234	20人
佐世保市宇久高齢者生活福祉センター 慈恵苑	宇久町平1911-1	0959-57-3116	20人
佐世保市江迎高齢者生活福祉センター 槓の木庵	江迎町赤坂282-24	73-1300	10人

12 社会参加と生きがい 健康づくり課・健康支援係

(1) 老人クラブの育成

高齢者の組織的な活動を通じて、高齢者相互の親睦を深め、心身ともに健全で豊かな生活ができるよう老人クラブへの助成を行います。

[クラブ及び会員数] 209クラブ、 10, 919人 (令和3年3月31日現在)

[財源内訳] 国 1/3 市 2/3

(2) 佐世保市シルバー作品展

高齢者が自らの創作による手芸品、工芸品、書、絵画等を一堂に展示することにより生きがいの高揚を図ります。

[開催日] 令和2年10月15日～19日

[開催場所] 佐世保市博物館島瀬美術センター

[出品者] 168人 (出品数 220点)

(3) 佐世保市老人福祉大会・演芸大会

老人クラブに長年貢献された方に対する表彰及び新規結成クラブに対して市長から会旗を贈呈する福祉大会の開催、日頃練習した歌や舞踊等の成果を発表する演芸大会の開催により、高齢者の生きがいを高揚し、老人クラブ会員相互の親睦を図ります。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(4) スポーツの振興

スポーツを通じて、健康の保持、増進を図ります。

◇長崎県ねんりんピック大会

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(5) 敬老行事助成

町内会等で行われる敬老行事に対し、その経費の一部を助成します。

[助成額] 世帯数または70歳以上者数に応じて算定

[令和2年度実績] 592団体

[財源内訳] 市単独事業

(6) 敬老祝品（金）の贈呈

数えで88歳（米寿）を迎える高齢の方に長寿を祝い、記念品を贈呈します。

また、年度内に、満100歳になる方に長寿祝金（5万円）、満110歳になる方に長寿祝金（10万円）を贈呈します。

さらに、年度内に満100歳以上になる方に記念品を贈呈します。

[令和2年度実績] 米寿記念品 1, 710人（対象者宅に送付）

長寿記念品 255人（対象者宅に送付）

長寿祝金 116人（振込み）

[財源内訳] 市単独事業

(7) 敬老特別乗車証・離島交通交付金交付事業

高齢者の社会参加を促進するため、75歳以上の方に西肥バス・させぼバス共通の無料乗車証を交付します。

また、黒島・高島の方には離島交通交付金、宇久町の方には宇久観光バスの乗車証（寺島地区には宇久～寺島間の乗船証も）を交付しています。

[令和2年度実績]	敬老特別乗車証	22, 573人
	離島交通交付金	150人
	宇久特別乗車証	116人
	宇久特別乗船証	5人
[財源内訳]	市単独事業	

13 老人福祉センター 健康づくり課・健康支援係

各種の相談、教育講座、趣味の教室、機能回復、訓練等の施設を提供し、高齢者の生きがいの増進を図ります。

施設名	住所	電話	令和2年度利用者数	設置主体
やすらぎ荘	花園町10-35	22-9257	9, 401人	佐世保市 社会福祉協議会
あたご荘	中里町9-2	48-2877	11, 500人	
よしい荘	吉井町立石479	64-2237	2, 533人	

※よしい荘は令和2年度で廃止

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月1日から令和2年5月18日までと令和3年1月7日から令和3年2月21日までを休館。

[利用者] おおむね60歳以上

[利用料] 1日 140円

14 老人・身体障害者憩いの家 健康づくり課・健康支援係

老人、身体障がい者の健康保持、慰安、交流の場として利用されています。

施設名	住所	電話	令和2年度利用者数	設置主体
いでゆ荘	広田三丁目5-3	38-2632	15, 508人	佐世保市
高島地区老人憩いの家	高島町647-3	48-3150	一人 (入浴施設休止中)	佐世保市

※(いでゆ荘) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月1日から令和2年5月17日までと令和3年1月8日から令和3年2月21日までを休館。

[利用者] おおむね60歳以上の高齢者または身体障がい者(児)

[利用料] 老人・身体障がい者 1日 140円

身体障がい児 1日 50円

※高島地区老人憩いの家は利用無料